

5. 邑南町消防団の組織等に関する規則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 130 号）

改正 平成 18 年 3 月 22 日規則第 12 号

平成 18 年 9 月 27 日規則第 23 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（内部組織等）

第 2 条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによるものとする。

（組織）

第 3 条 消防団に分団を置く。

2 分団には、必要に応じて部を置くものとする。

3 分団の名称及び担当区域は、別表に定める。

（階級、訓練及び礼式）

第 4 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長とする。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

4 副分団長は分団長を補佐し、分団長に事故あるときはその職務を代理する。

5 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

6 訓練及び礼式については、消防庁が定める基準による。

（団長推薦）

第 5 条 消防団が団長を推薦する場合は、団員総数の 3 分の 2 以上の同意のあることを要する。

（団長の任期）

第 6 条 団長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（表彰）

第 7 条 分団及び団員を表彰する場合は、団長が行うことができる。

（表彰の種別）

第 8 条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

2 表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与し、賞状は消防団員として功労があると認められる者又は精勤者に対してこれを授与するものとする。

（感謝状の贈呈）

第 9 条 町長は、消防団員以外の個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当する事項につき、その功績顕著な者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防設備強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 水火災その他の災害時における警戒防衛
- (5) 救助に関し消防団への協力

(表彰期日)

第 10 条 表彰は、毎年 1 回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(その他)

第 11 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日規則第 12 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

分団名	団員構成	担当区域
第 1 分団	阿須那地区団員	阿須那地区
第 2 分団	口羽地区団員	口羽地区
第 3 分団	田所地区団員	田所地区
第 4 分団	出羽地区団員	出羽地区
第 5 分団	高原地区団員	高原地区
第 6 分団	布施地区団員	布施地区
第 7 分団	市木地区団員	市木地区
第 8 分団	矢上地区団員	矢上地区及び高水地区
第 9 分団	中野地区団員	中野地区
第 10 分団	井原地区団員	井原地区
第 11 分団	日貫地区団員	日貫地区
第 12 分団	日和地区団員	日和地区

ただし、分団相互の応援協力は、団長と分団長協議の上団長が指示するものとする。